

第3回 北見市行財政改革委員会【発言要旨】

- 開催日：平成28年10月5日（水）
 - 開催場所：北見市北二条仮庁舎3階 庁議室
 - 開 会：午後6時00分
 - 閉 会：午後8時00分
-

○ 委員会次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 第2次北見市行財政改革大綱（素案）について
4. その他
 - (1) 第4回北見市行財政改革推進委員会の日程について
 - (2) その他
5. 閉会

□配布資料

- 第2次北見市行財政改革大綱（素案、行革委員会協議経過反映版 ver1.1）
- 第2回までの委員会において大綱（素案）に対して頂いた意見への事務局の考え方
- 第2次大綱の推進項目（予定）に対応する現行後期推進計画の取組項目

出席者委員（８名）

内島典子 委員長、石山茂実 委員、伊藤めぐみ委員、川江勲 委員、北川正美 委員、北山 毅
委員、竹中秀之 委員、道下 忠 委員

欠席者委員（２名）

宮本幸喜 副委員長、西野寛明 委員

事務局

浅野目企画財政部長、船戸企画財政部次長、工藤行財政改革主幹

報道機関

北海道新聞社

会議要旨

1. 開会

○事務局

本日はお忙しい中のご出席ありがとうございます。

この後の進行につきましては、内島委員長にお願いしたいと存じます。

2. 委員長あいさつ

○内島委員長 皆様こんばんは。早いもので10月に入り、今年も残すところ3ヶ月余りとなりました。皆様におかれましてはお忙しい中、また遅い時間にお集まりいただき有難うございます。本日もよろしく願います。

本日は宮本副委員長、西野委員が所用のためご欠席されておりますが、委員会設置要綱の規定により、過半数の委員のご出席を頂いておりますので、会議が成立しております。

3. 協議事項

(1) 北見市行財政改革大綱(素案)について

○内島委員長 それでは、次第3の「協議事項」に入ります。

前回までの委員会で、概ね北見市の財政状況、或いは行財政改革の取組経過など、大綱策定の意義や背景については共通認識に立つことが出来たものと考えます。

これまでは全体像の共通認識を主体に進めてきましたが、今回からは具体的に答申に向けて大綱素案について協議していき

たいと思います。

議論に入る前に、過去2回の委員会の中で各委員より、頂いた多くのご意見を踏まえた大綱素案の修正版が事務局より提出されていますので、まずはその説明を受けたいと思います。

○事務局 頂いたご意見に対する事務局の考え方をまとめた資料、そして実際に修正等を行った大綱素案の修正版の2つの資料に基づき説明いたします。

素案1ページ、「はじめに」の部分です。「市の借金は市民が負う」という文言を入れるべきである。というご意見を頂きましたので、下から7行目に「将来世代への責務」という表現の追加し、市民の負担を抑制する市の決意を示しました。

続いて、素案4ページ「行財政改革の基本的な方針」の項目についてです。「出先機関の在り方についての検討が必要ではないか」、というご意見を頂きましたが、【推進の視点】④中、「広大な市域を踏まえた行政運営が求められており、本庁から離れた地域への効率的な行政サービスの提供体制の確立に向け取り組みます。」という表現がこれらの概念を包含しているものと考えます。

続いて素案7ページ、「行財政改革の基本的取組」の項目についてです。「プロジェクト指向による、コストを含めた事業全体のマネジメント担当の配置を検討すべき」、というご意見を頂きましたが、⑤中、「政策目的に基づき事務事業を効果的、効率的に処理し得る迅速な意思決定体制の確立を図るため、横の連携、流動的な人員配置を可能とする柔軟な組織体制を目指します。」とい

う表現がこれらの概念を包含しているものと考えます。

同じく7ページ、「職員定数や人件費の削減にあたって、モチベーションの低下を招いてはいけない」、というご意見ですが、⑥、イ)中、「職員の能力や実績に基づく合理的な人事管理を行うこと等を目的とした制度を導入することにより、職員の士気の維持・向上を目指します。」という表現がこれらの概念を包含しているものと考えます。同じく7ページ、「専門家の育成、職員のキャリアパスを考慮した人事が必要である」、とのご意見ですが、⑥、ロ)中、「新しい時代に適合する人材を育成」という表現がこれらの概念を包含しているものと考えます。

続いて素案8ページ、「基金に依存すべきではない」、というご意見ですが、上から2行目、「歳入に見合った財政構造への転換」という表現がこれらの概念を包含しているものと考えます。

同じく8ページ、「老朽化した公共施設の更新による市債増加が懸念される」、とのご意見ですが、⑤、イ)中、「他の公共施設との複合化や多機能化を図りつつ、最適配置」という表現が更新コストの抑制について包含しているものと考えます。

続いて素案9ページ、「行財政改革の基本的取組」の項目です。「行財政改革推進本部に外部人材を投入すべきではないか」、とのご意見を頂きました。大綱に基づく推進計画の実行主体はあくまでも市であること、この本部が決定機関であり、かつ指揮命令系統を有する組織であるため外部人材の投入は馴染まないものと考えます。ただし、市民意見を反映する方法や仕組み、或いは透明性や客観性の担保については今後、検

討して参ります。

続いて、「推進体制におけるチェックとアクションが不透明である。また、これらの練り直しが不十分であり、推進計画の評価が定量的でない」とのご意見を頂きましたので、文言を追加致します。具体的には、(2)中、「PDCAサイクルに基づく改革に取り組みます。」という表現を「PDCAサイクルに基づく改革に取り組むこととし、北見市行政評価システムによる事業の効果や効率性等の評価結果を活用するなど、実効性の確保に努めます。」とし、定量的なデータの活用と、チェックとアクションの実効性及について言及します。

最後に、「大綱の策定過程だけでなく、推進計画の進捗と結果の公表についても言及すべきである」というご意見については、(3)中に「推進計画の進捗状況など」を追加することで対応します。

以上です。

○内島委員長 前回、前々回の委員会の中で委員の皆様から頂いた意見をどのように反映したか、という説明がありました。この内容について、一つ一つ審議はせずに、次に進めていき、一通り議論を尽くしたのちに全体を見て、最終的な答申の形を確認する、というイメージで宜しいでしょうか。本日、これから議論するものについて、素案にどのように反映されたかについては、今回と同様に次回の委員会の冒頭で確認して行きたいと思えます。

では、具体的な取組について、大綱素案の冊子でいうと5～9ページについて、足りない視点はないか、またはそれぞれのお

立場での視点や認識と異なる点がないか、といった部分について順に見ていきたいと思いをします。

前回までの委員会において、個別の推進項目について、現行の推進計画ではどのような取組項目があって、次期の大綱と関連付けるとすれば、どのような関係性になるのか、また、取組の成果などについてまとめた資料があれば、ということで事務局に作成をお願いしておりましたので、まず資料の説明を受けたいと思いをします。

○事務局 「第2次大綱の推進項目(予定)に対応する現行後期推進計画の取組項目」について説明します。

まず、この資料において委員会の皆様にご審議をお願いしたい部分は、左端の一行となります。これは大綱素案から抜き出したものであり、端的に申し上げて、この文章が良いか悪いか、足りない部分はないかという視点でご審議いただければと存じます。

しかしながら、この文章が様々な取組に網がかかるように抽象的であるがゆえに、具体的な取組がイメージしにくい、というご指摘を頂きました。

そのための参考資料として、現在取り組んでいる推進計画をそのまま「ぶら下げた」場合、どの項目に対応するのかの関係性を2列目以降に記載しています。

なお、表の一番右の列については現段階における、28年度中の到達点の見込み、そして29年度の方向性であります。現在進めている担当各課とのヒアリング等により今後変わり得るものであり、あくまでも参考ということでご理解ください。

以上です。

○内島委員長 この資料の左端の列が大綱素案の文言であって、委員会が検討するのは基本的にこの部分で過不足がないかを見ていくわけですが、具体的な取組についてイメージしにくいので、参考に右側を見るということです。それぞれの進捗や今後の取組の方向性について記号で示されておりますが、見方については宜しいでしょうか？

○川江委員 5Pの基本的方針2、推進の視点に加えて欲しい文言があります。それは、少子高齢化が進展していく中で、子供の負担と高齢者への給付の割合が、果たして公平なのかという考えからいけば、「将来に渡っての負担と給付の公平性」という視点が必要だと思います。また、移住では人が動くだけで国内の人口総体が増えるわけではないので、やはり子育て施策の充実など根本的な対策に注力すべきと考えます。

○内島委員長 ありがとうございます。委員皆様、ご意見を数多くお持ちのことと思いをしますが、まずは項目を順に見ていくということで宜しいでしょうか。

本日は基本方針1の項目について、一通り見ることを目安として、文言の過不足等についてみていきたいと思いをしますが、次期大綱で新たに推進する項目、即ち青色の字で記載されているものについては、のちほど一括して審議します。その際は事務局から、現段階で想定される具体的な取組の案などについて聞きながら進めていきたいと思いをします。

では、①(ロ)民間委託等の推進についていかがでしょうか？

○石山委員 現行大綱に引き続き取り組む項目で、推進計画の大部分も引き継いでいくのであれば、このままの表現で良いと思います。

○道下委員 28年度の見込みについては26年度からの3か年の取組ですよね。依然として検討中となっているものについては、何も進んでいないということですか。

○事務局 委託については相手のあることですし、現に施設などを利用している方々との関係性もありますので、結果として進んでいない項目もありますが、協議等については進めているところです。

なお、スクールバスや福祉バスについては一部で民間委託が済んでいます。一層推進するという視点で順次進めています。保育園につきましても、南保育園の委託化のほか、施設の更新に合わせての協議などを進めているところです。

○伊藤委員 保育園の建て替えについての状況をもう少し詳しく教えて下さい。

○事務局 直近の状況では南保育園の建て替えに合わせて福祉法人への譲渡を行いました。基幹的な役割を果たすものとして直営で行う保育もあります。中央保育園の建て替えも計画されていますが、ここは直営での運営を予定しています。今後も老朽化から更新が進んでいくものと思われませんが、その都度民営化も含めて検討してい

くこととなっています。私立の保育園についても同様だと思います。

○伊藤委員 中央保育園について建て替えは決まっているとのことですが、老朽化が激しく、もっと早期に取り掛かることはできなかったのでしょうか。

○事務局 予算措置がされて本年度用地購入、来年度から設計と進めており、数年のうちに整備される見通しですのでご理解願います。過去の経過でいえば、移転先について保護者の皆様との協議に時間を要したことなどもあり、現在の状況となっています。

○事務局 どうしても具体的な取組項目が気になるころではありますが、この部分は答申を受けて市が策定していく部分があります。当然、意見として申し上げることはできますので、答申に添えてお伝えしていくことも可能ですが、まずは推進項目の文言の可否について進めていきたいと思

○北山委員 民間委託、民営化、指定管理者という言葉の使い分けについて確認したいのですが。

○事務局 民営化は建物も含めて民間に譲渡する場合、民間委託はソフト部分を民間にお願いする場合、指定管理者は地方自治法で規定された指定管理者制度に沿って管理運営をお願いする場合、としています。

○北山委員 指定管理者制度の一部見直

し、という表現がありますが、見直すのはどのような部分でしょうか。

○事務局 制度導入から約 10 年が経過しておりますが、例えば指定の期間を 3 年から 5 年に伸ばす、費用の精算方法などについての定めの見直し、あるいはサービス向上に資する部分を見直す、という意味です。

○北山委員 直営に戻す、という意味ではないのですね。

○事務局 制度上、指定管理者か直営のいずれかしか選択できませんので、相手方が受けられないなどの特殊な事情が出てこない限りは直営に戻ることは考えづらい状況です。

○川江委員 文章については宜しいのではないのでしょうか。

○内島委員長 本日の議論が最終ではなく、最後に再び協議する時間を設けますが、差しあたってはこのままで良い、ということで次に進みます。① (ハ) PPP/PFI 手法の適切な活用、についてはいかがでしょうか。

○石山委員 表現が難解で理解しづらいと思います。

○川江委員 借り上げ住宅のように市が事業主体であり、民間は資金の提供を担うケースであれば、民間側に経営能力や技術的能力を求める必要はあるのでしょうか。

○事務局 借り上げ住宅については家賃を頂くという性質上、法律の縛りを受けて市が関与する部分が規定されています。この他にも、留辺薬では廃棄物処理場が PFI 方式で運営されています。ここは設計段階から民間のノウハウを導入しています。

○石山委員 民間委託とは違うのですね。

○事務局 資金や作るノウハウを含め民間が進めるのが PFI 方式になります。

○内島委員長 今の説明のように噛み砕いて、もう少しわかりやすい表現にすると理解も深まると思いますが事務局いかがですか。「システムの構築」という表現も、ハードを指すのか体制という意味でのソフト部分を指すのか、よくわかりません。

○事務局 もう少しわかりやすい表現に改めます。

○内島委員長 文言を改めるということであれば、次に進みます。① (ニ) についていかがでしょうか。

○川江委員 様々な主体の協働と、地域の雇用創出や地域経済の活性化は直接結びつかないではありませんか。住民自治の項目ですから、商工業的な部分は馴染まないのでは。

○事務局 地域経済の活性化を目的とするのではなく、ビジネスの手法を取り入れることに付随して雇用が生まれる、或いは経済活性化が期待できるのであって、似つ

かわしくないというご指摘はごもっともだと思います。ただし、地域の取組がすべて無償ボランティアでは続いていきませんので、そうした意味も含めての表現です。

○内島委員長 自ほかの項目の書き振りととの関係もありますが、事務局どうしますか。

○事務局 「地域活動へのビジネス手法から地域経済の活性化」までの文言については他の項目に移す、或いは削除するなど、全体のバランスを見て検討します。

○内島委員長 良ければ次に進みます。②ですが、いかがでしょうか。

○川江委員 市民と行政が正しい情報を共有、とありますが、正しいとはどういうことでしょうか。

○事務局 正確な情報、という意味合いで用いております。

○内島委員長 情報公開やパブコメ等をすでに行っていますが、このほかに想定される取組があれば教えて下さい。

○事務局 例えば、市から市民への一方通行になっている広報紙を介し、スマートフォンなどを用いて、意見を頂くような仕組みなども考えられると思います。

○内島委員長 では、従前の取組に加えて、今の例示のような部分についても検討を促すような答申になりますかね。

○事務局 この項目については普遍的に取り組む部分が多く、新しいものを加えるというより、取組を広げていく分野です。例えば、審議会における公募枠の拡大や、各種の市民会議体も増えてきています。

○内島委員長 では、②については素案のとおりと致します。続いて③（イ）情報公開条例・行政手続条例の適切な運用ですが、いかがでしょうか。

○事務局 「説明責務」という文言を、「説明責任」に修正願います。

○内島委員長 ご意見がなければ、③（イ）については素案のとおりと致します。続いて③（ロ）外部監査制度の検討など透明性の向上ですが、いかがでしょうか。

○内島委員長 現状では導入に至っていないものの、導入を目指しているという段階ですか。

○事務局 法改正により外部監査制度が規定され、一部の自治体では進んでいるのですが、従前の監査機能との整合性などを含め課題が指摘されています。ただし、目指すべきものとして認識し、推進項目としているところでもあります。

○内島委員長 ご意見がなければ、③（ロ）については素案のとおりと致します。続いて③（ハ）オンブズマン制度の充実ですが、いかがでしょうか。
なければ私から伺います。さきほど書き振りのバランス、というお話も出ましたが、

この(ハ)に関しては、「公正で民主的な市政を推進するため」という目的が明記されています。それに対しては(イ)(ロ)に関しては「ため」の部分がないので、蒸し返すようですが、同じく「ため」を追加してはいかがでしょうか。

○事務局 統一した書き方に改めます。

○道下委員 「公正で民主的な市政を推進するため」というのは、当たり前のことなので無くても構わないと思います。

○北山委員 市民の声を市政に反映していくことが重要なのは当然ですが、このオンブズマンの項目は本当に必要なのでしょうか。

○内島委員長 オンブズマン制度を整備しているということは、市にとってアピールすべき点なのではないでしょうか。

○事務局 第3者が検証する重要な制度があって、これまで該当する事象自体が少ないのかもしれませんが、十分に活用されていないとすれば、より推進すべきと考えて掲載しております。

○北山委員 そういう姿勢を示す、ということであれば宜しいと思います。

○石山委員 現行大綱には記載されているのですから、次期大綱から落とすとすると、後退していると取られかねないので、そのまま残すべきだと思います。

○事務局 オンブズマンは市民からの申し立てに寄らず、市に対して意見を述べることができます。最近の事例でいうと、町内会に加入しないアパート等の一部における広報の未配布について不平等であり、改善すべきとの意見を頂くなどしております。

○川江委員 利用したいのだけれど、敷居が高いと感じている人達がいるのかもしれないですね。

○内島委員長 では、この項目については引き続き盛り込んでいくということで宜しいですね。文章ははいかがでしょうか、当たり前のことをあえて入れなくても、というご意見もありましたが。

○事務局 バランスを考慮して、次回、修正案をお示しします。

○内島委員長 示された文言の可否だけでなく、不足している項目を足し込むことも可能ですので、ご意見を頂ければと思います。

では、続いて④(イ)ですが、結びが「研究します」となっていますが、「検討」ではないのですね。

○事務局 研究です。

○川江委員 マイナンバーカードはどのくらい普及しているのですか。

○事務局 1万枚弱と記憶しています。現況ではカードがなくても、国民個々に振ら

れたマイナンバーが分かれば、一定の手続きができるため、マイナンバーについての付加価値をどのように高めるかについて研究しつつ、普及を目指す、という段階です。マイナンバーは国の社会保障制度などと連動していますが、市が独自に使うことができる余地があるので、条例で位置づけたうえで、どういった使い方ができるのか研究する、という意味です。図書の貸し出しやバス乗車手続きなどの利用が想定され、コンビニでの証明書発行への利用も報告されています。

○北山委員 電子自治体という言葉は適切なのでしょうか。

○事務局 用語解説に掲載しておりますが、言葉としては一般的に用いられておりますので、ご理解願います。なお、この④（イ）については、現行推進計画での3つの取組項目すべてが終了予定ですので、新たな取組項目を掲げ、取組んでいく予定です。

○内島委員長 宜しければ次に進みますが、(ロ)、(ハ)につきましては新規項目ですので後ほど一括して審議しますので、3ページの⑤（イ）「政策目標に基づく効率的、効率的な横断的連携体制の構築」について、いかがでしょうか。

○川江委員 市役所で変形労働時間は可能ですか。

○事務局 開館が長時間に及ぶなどの一部の施設ではすでに導入されており、週の

労働時間の上限を超えない中でローテーションを組むなどしています。

○川江委員 人員や時間外労働の削減効果については現れていますか。

○事務局 そこを目指して取り組んでいるところです。

○川江委員 適正な人員数の基準とはどのようなものですか。

○事務局 各セクションの業務量に応じて適正人員数が設定されていますが、年間を通じた適正人員数がある一方で、季節的に必要となる人員数があるので、時差出勤だけでなく、流動的な配置などで対応しているところです。

○川江委員 適正な人員数が外の人間には分からないし、市の職員も分からないのではないかと思います。また、責任所在の明確化という部分が課題になってくると思います。

○内島委員長 推進本部には適正人員が一般市民にはわかりにくいという意見があったことを伝え、そのことも踏まえた推進計画を策定してほしいと、申しあげることとしますが、宜しいでしょうか。

○伊藤委員 「迅速な意思決定体制」という意味が分からないのですが、何を指しているのでしょうか。

○内島委員長 速やかに意思決定ができ

る組織を目指そう、という意味ですよね。

○事務局 意思決定するのは職員ですか。

○伊藤委員 案件によって、市長から課長まで縦系列に決裁権者が決められているのですが、横の決裁などで時間がかかる場合もあるので、そうしたものを迅速化することを念頭に置いています。

○内島委員長 宜しければ修正なしとして次に進みます。(ロ)「行政評価による政策、施策、事務事業の検証に基づく組織体制の構築」についていかがでしょう。

(そのままで良いのでは、という声あり)
宜しければ修正なしとして次に進みます。

続いて、⑥(イ)「人事評価制度の活用による公務能率の向上や分権時代を担う人材の育成、モチベーションアップの促進」はいかがでしょう。

○川江委員 年功序列賃金により生まれるチームワークや専門性の育成につながる場合もあるので、実績や出来高に併せて年齢も加味する部分があっても良いと思います。

○事務局 公務員の給与体系は、経験年数や役職などによる号俸という制度に基づいているため、年齢の要素が加味されないわけではありません。なお、人事評価制度は国が制度化し、それに倣って地方自治体も導入していくもので、北見市も以前より取り組んでいましたが、人の評価だけでなく、組織の目標を定めながら取り組んでいくとい

うものです。

○内島委員長 宜しければ、修正なしとして宜しいですか。⑦職員定員及び給与の管理(イ)「定員適正化計画の策定」です。ご意見ございませんか。

○北山委員 どのような状態が適正なのかは分かりませんが、各人が能力を発揮できる部署に配置するという姿勢と理想を示す、という文言なのでしょうから、このままで良いと思います。

○内島委員長 市民サービス、アウトプットの向上という部分に期待したい、ということですね。他にございませんか。

○川江委員 大綱の性格に照らすと、この文言で宜しいのでは。

○内島委員長 では、修正なしと致しますが、同じ考え方で行くと次の(ロ)「給与等の管理」についても修正なしで宜しいですね。(特に意見等なし)

では、青字で記載された新規項目について、加えた背景や理由、そして取り組むとすればどのような事項が想定されるのか、について、事務局から順に説明をお願いします。

○事務局 1ページ①地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化と市民参画の推進(イ)「重要度が低く慣例的に行っている事務事業等のゼロベース査定」ですが、記載のとおり、総務省通達の中で『人員の集中』や『事業の総点検を実施』という考え方が示されておりますことから、従

前の慣例や考え方にとらわれない、という意味合いで「ゼロベースでの点検・精査」を行い、そこで生み出した人員の重点化という表現になっております。具体的には、3ページ⑤（ロ）と一部で重複しますが、全事業を対象に現在実施している行政評価において事業効率などが分析されますので、これを総点検のツールとして用いていくことも想定されます。

○内島委員長 説明がありましたが、いかがでしょうか。総務省の通達に倣って、という部分ですので、宜しいですね。

では、次の項目、④電子自治体の推進（ロ）「自治体情報システムのクラウド化の拡大等」（ハ）「BPRの手法やICTを活用した業務の見直しについて」を順にお願いします。

○事務局 （ロ）の項目につきまして、複数の自治体が共同でシステムなどを運用管理していくことを「自治体クラウド」と呼んでいますが、マニュアルの標準化によるコスト低減や省力化、また災害時のバックアップなどで大きな利点がございます。こちらも総務省通達の中で言及されておりますので、北見市としてもどのような業務で導入していくのが良いか検討する、という項目であります。

○川江委員 どういったシステムがそれにあたるのかイメージしにくいのと、「自治体クラウド」という言葉が一般的ではないと思います。

○事務局 他の自治体では住民基本台帳

や選挙人名簿、印鑑登録などが運用されています。個々の自治体でシステムを開発すると莫大な経費が必要となりますが、無償で提供されたシステムを活用することで、大幅なコスト低減が期待されるもので、近年、北海道が主導し進められています。なお、用語解説も含め「自治体クラウド」について分かりやすい表現と致します。

○内島委員長 他にご意見がなければ修正なしとします。事務局、続いて（ハ）をお願いします。

○事務局 （ハ）の項目につきまして、総務省の通達に記載された「BPRを用いた業務の見直し」に基づくものであります。

BPRは「仕事の仕組みを見直して再構築する」という意味ですので、現行の仕事の進め方について、例えば、重複した審査や多段階な決裁はないか、手作業の存在、具体的には他の部署から送信された情報を一旦紙に印刷し、それを見ながら別の情報システムに入力を行うなどの無駄な作業がないかの検証、そのほか、庁舎間の移動を伴わずに画面上での会議の検討などを進めていくべき、と考えています。

○内島委員長 時代背景を考えると、このような取組が必要だと思いますが、文言については、用語解説をする部分もありますが、このままで宜しいですね。

では、最後⑥（ロ）「人材育成基本方針の策定」について説明願います。

○事務局 従前より階層や役職別の研修などを通じて政策形成能力の向上などが図

られてきましたが、職員のキャリアをどのように積み上げていくのかの道標のような基本的なものがが必要です。広く浅くなりがちだったこれまでの人事を、例えばある分野の専門家として育成することも必要かもしれません。必要な部署で必要な人材を切れ目なく供給していくシステムの構築を図ることで質の高いサービスの提供が可能になると考えています。

○石山委員 基本方針が先で、それに従って個別施策を展開するのであれば、(イ)と(ロ)の順は逆のほうが良いのでは。

○事務局 ⑥のタイトルの順についても入れ替えることと致します。

○内島委員長 その他、ご意見が特にないようですので、本日の素案の審議についてはここまでと致します。

次回委員会の冒頭で、本日の意見を反映した事務局による素案の修正版を確認し、次の「基本方針2」の各項目の審議に入っていきたいと思います。

○事務局 事務局からお示ししている項目の審議のほか、新たに加えるべき事項がございましたら是非ご意見を頂戴したいと存じます。

4. その他

(1) 第4回北見市行財政改革委員会の日程について

○内島委員長 今回は当初9月末開催予定であったので、今回は10月下旬で事務

局に調整して頂きたいと思います。

この他事務局より何かありますか。

○事務局 10月24日から28日の週を基本として調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉会

○内島委員長 以上で、第3回行財政改革推進委員会を終了いたします。